

第 101 回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- ・ 事業報告
「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ・ 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

内海造船株式会社

上記記載事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制（コーポレート・ガバナンス）」に関する基本的な考え方について、次のとおり定めております。

① 基本方針

当社は、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たし、ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会）の満足と信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進いたしております。

その実現のため、次の事項を重要課題であると認識しております。

1. 迅速かつ適正な意思決定と業務執行
2. 法令の遵守
3. 公正、適時、適切な情報開示

【経営理念】

当社は、社会的に有用な企業として、継続的發展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、顧客、取引先、従業員とともに繁栄を目指して豊かな社会づくりに貢献する。この実現のために、当社独自の技術とサービスで顧客の期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・環境との調和をモットーに信頼される企業を目指す。

【企業倫理行動指針】

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、顧客・ユーザーの満足と信頼を獲得する。
2. 従業員の人格・個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保する。
3. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であると認識し、自主的、積極的に行動する。
4. 株主はもとより、ステークホルダーの立場を尊重するとともに、広く社会とコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
5. 経営責任者は、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の定める「企業倫理行動指針」に従い行動することを基本とし、企業として必要な法令ならびに定款、社内規程に基づいた文書の保存・管理を行っております。

また、重要な内部情報の管理に関して、「内部情報管理規程」により、基準を設けております。さらに当社が保有する個人情報につき、「個人情報管理規程」により、個人情報の適正な取扱いと個人の権利・利益を保護するために基本となる事項を定めています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、倫理、法令を遵守するとともに、多種多様なリスクの迅速かつ適法・適正な対処を実行するためコンプライアンス推進室を内部監査室に統合し、「損失の危険の管理に関する規程」を制定し、健全経営に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行っております。さらに業務の意思決定の迅速化と権限の明確化を図り、また、経営機構を意思決定・監督と業務執行に分離し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2006年6月29日より執行役員制度を導入し、業務の遂行状況と収益のフォローを行っております。

⑤ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、定款・法令遵守のため、組織上他部門から独立した「内部監査室」を設け、当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行を監視しております。

また、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置し、取締役会へコンプライアンス

スに関する情報を報告・指示するとともに、内容によっては、顧問弁護士に助言・指導を求める体制にしております。

さらに、社内のコンプライアンス違反行為を早期発見・対処するため、「内部通報規程」を設け、その窓口は「内部監査室」が担当し、その内容の調査・是正ならびに通報者の保護を行っております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社の定める「企業倫理行動指針」の適用範囲は子会社を含むものとしており、当社グループが、統一した企業倫理のもとで業務を行えるよう体制を整えております。また、コンプライアンスの強化・推進のため、子会社の社長を内部統制推進委員に任命しており、当社が定める「内部通報規程」は、当社グループ全体を対象とし、内部監査室が当社及び子会社の通報・相談に、公平な立場で対応する体制を構築しております。

ロ．当社は、「関係会社運営規程」に基づき、子会社を管理する体制を構築し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を「関係会社収益遂行会議」により報告を受けています。

ハ．当社は、子会社においても倫理、法令を遵守するとともに、多種多様なリスクの迅速かつ適法・適正な対処を実行するため、当社の損失の危険の管理に関する規程を子会社にも準用しております。

ニ．子会社の取締役の一部に、当社の役職員が就任することにより、当社が業務の適正を監視できる体制を採っています。

⑦ 監査役の職務を補助する使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務遂行が確実かつ迅速にできるよう、補助と監査役会の事務局等の職務を行うために他部署との兼務で人員配置しております。なお、兼務であたる使用人は監査役にかかる業務を優先して従事するものとしています。また、これにあたる人事異動は、取締役と常勤監査役、監査役の協議のうえ、了承を得て行っております。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告しております。

ロ．監査役が必要と判断した時は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。

ハ．監査役に報告を行った者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制としています。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等を監査役が請求したときは、当社が必要でないと認めた場合を除き、速やかにその費用等を処理します。

⑩ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役ならびに監査役は、取締役会のほか、必要があれば重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧、説明を求めることとしております。

また、会計監査人からの監査内容の説明を受けるとともに意見・情報交換などの連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンスガイドライン指針」において反社会的勢力に対する行動指針を定め、役員・従業員への周知徹底を図っております。社内体制は、総務部を対応窓口として平時より管轄警察署、顧問弁護士の助言・指導を受けるとともに暴力追放広島県民会議への参加等により、情報収集に努め、反社会的勢力との根絶を徹底しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための運用状況は以下のとおりであります。

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営強化のため、内部統制推進委員会を年2回開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告等、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議し、業務におけるリスク及びコンプライアンス違反行為等の早期発見に努めております。また、内部監査室により、業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施しております。内部統制推進委員会は必要に応じて、取締役会に議事内容を報告することで、リスク及びコンプライアンス違反等の事象と対策の状況を経営責任者と共有しております。

併せて、匿名性が担保された通報窓口を内部監査室に設置しており、業務におけるリスク及びコンプライアンス違反行為等の情報収集体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,200	672	9,161	△2,018	9,016
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△67	—	△67
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	2,299	—	2,299
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,231	△0	2,230
当 期 末 残 高	1,200	672	11,393	△2,018	11,246

（単位：百万円）

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計	
当 期 首 残 高	207	—	1,561	72	1,841	10,857
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△67
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	2,299
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	172	△18	—	264	418	418
当 期 変 動 額 合 計	172	△18	—	264	418	2,649
当 期 末 残 高	379	△18	1,561	336	2,259	13,506

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 内海エンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結会計年度末日は一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・原材料及び貯蔵品・商品……………主として個別法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・仕掛品 ……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ デリバティブ……………時価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～65年
構築物	3年～60年
機械装置及び運搬具	2年～40年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

及び長期前払費用

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 船舶保証工事引当金……………新造船の保証工事に対する費用支出に備えるため、保証期間内の保証工事費用見積額を計上しております。

③ 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①船舶事業

船舶事業においては、主に新造船の建造並びに船舶の改造、修繕を行っております。収益の認識について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、インプット法によっており、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって算出しております。また、その対価は契約条件に従い、段階的に受領しているため、重要な金融要素はありません。

一定の期間にわたり履行義務が充足される取引のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。その対価は商品等の引渡し後概ね6ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

一時点で履行義務が充足される取引及び期間がごく短い工事については、主に顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。また、その対価は商品等の引渡し後概ね6ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

②その他事業

その他事業においては、主に当社子会社による建設工事、自動車販売・整備を行っております。収益の認識については、主に顧客に商品等を引き渡した時点で認識しております。また、その対価は商品等の引渡し後、概ね6ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約取引は、為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を採用しております。金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ア．ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

イ．ヘッジ対象……………売掛金、借入金

③ヘッジ方針

売掛金、借入金に係るヘッジ取引は、通常の範囲内において、将来の為替変動リスク、金利変動リスクの回避（キャッシュ・フローの固定）を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、キャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. （船舶事業に係る収益の認識）

当社グループは、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、インプット法によっており、決算日まで発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって算出しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高（当期完成引渡しを除く）23,836百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

進捗度に基づく収益認識の前提となる工事原価総額の見積りについては、主に過去の建造実績に基づいた数値を参考にして、建造実績と顧客との契約で発生する仕様差による材料費、工費及びその他の費用の増減を見積った上で船舶ごとに算定しております。その中でも、新たな設計箇所については、工事原価総額の見積りに対して高い不確実性を伴うため、材料費、工費等に与える影響を慎重に判断し、見積りを行っております。

また、受注後の状況の変化に応じて、適時適切に工事原価総額の見直しを行っております。

しかしながら、資機材価格の変動や仕様変更などにより、工事原価総額が変動する事象が生じた場合、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

2. （工事損失引当金）

当社グループは、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、工事収益総額及び工事原価総額を基にその損失見込額を見積り、工事損失引当金を計上しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 143百万円

内、工事損失引当金繰入額 一百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

工事損失引当金の算定に用いる工事原価総額の見積りについては、主に過去の建造実績に基づいた数値を参考にして、建造実績と顧客との契約で発生する仕様差による材料費、工費及びその他の費用の増減を見積った上で船舶ごとに算定しております。その中でも、新たな設計箇所については、工事原価総額の見積りに対して高い不確実性を伴うため、材料費、工費等に与える影響を慎重に判断し、見積りを行っております。

また、受注後の状況の変化に応じて、適時適切に工事原価総額の見直しを行っております。

しかしながら、資機材価格の変動や仕様変更などにより、工事原価総額が変動する事象が生じた場合、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. (船舶保証工事引当金)

当社グループは、新造船の保証工事に対する費用支出に備えるため、保証期間内の船舶保証工事費用見積額を計上しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

船舶保証工事引当金 1,467百万円

内、船舶保証工事引当金繰入額 1,057百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

船舶保証工事引当金の計上の根拠となる見積りについては、船舶の引渡しから概ね1年程度の期間にわたって、製品保証に該当する事象が発生した場合には、個々の船舶ごとに将来発生すると見込まれる材料費、作業に係る工費、関連費用を見積もって計上しております。

また、工事の進捗状況等に応じて、適時適切に製品保証費用の見直しを行っております。

しかしながら、資機材価格の変動や、新たな製品保証に該当する事象などが生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産……………建物	219百万円
構築物	350百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	3,070百万円
合計	3,640百万円
(2) 担保に係る債務……………長期借入金	2,425百万円
(1年以内返済予定額含む)	
合計	2,425百万円

2. 資産に係る減価償却累計額……………有形固定資産 25,054百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金負担相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- (1) 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
- (2) 再評価を行った年月日……………2000年3月31日
- (3) 再評価を行った土地の期末
における時価と再評価後の
帳簿価額との差額……………△1,961百万円

4. 財務制限条項

調達年度	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
残 高 (百万円)	300	900	1,425	2,625

(注) すべての調達に共通して、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表において債務超過とならないことを確約する財務制限条項が付されております。

5. 固定資産の圧縮記帳に関する注記

国庫補助金による固定資産の圧縮記帳額は26百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

Ⅳ. 連結損益計算書に関する注記

船舶保証工事引当金繰入額に関する注記

売上原価に含まれている船舶保証工事引当金繰入額は1,057百万円であります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
発行済株式				
普通株式	2,253,000株	—	—	2,253,000株
合 計	2,253,000株	—	—	2,253,000株
自己株式				
普通株式(注)	558,212株	33株	—	558,245株
合 計	558,212株	33株	—	558,245株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加33株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	67	利益剰余金	40	2025年 3月31日	2025年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	169	利益剰余金	100	2026年 3月31日	2026年 6月29日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、毎月開催される収益フォロー会議において、取引先ごとの期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であるため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に運転資金並びに設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を目的として、固定金利で調達することを借入の都度検討しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (6) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払費用に関しては短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
有価証券	2,000	2,000	—
その他有価証券（注）	803	803	—
資産計	2,803	2,803	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	1,470	1,470	—
(2) 長期借入金	1,155	1,155	—
負債計	2,625	2,625	—

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当 連 結 会 計 年 度 (百万円)
非上場株式	458

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
有価証券				
金銭信託	—	2,000	—	2,000
その他有価証券				
株式	803	—	—	803
資産計	803	2,000	—	2,803

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	1,470	—	1,470
長期借入金	—	1,155	—	1,155
負債計	—	2,625	—	2,625

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

金銭信託は、取引金融機関から提示された価格等を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、レベル2の時価に分類しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,969円72銭
1株当たり当期純利益	1,356円60銭

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他（注1）	合計
	船舶事業		
売上高			
一時点で移転される財又はサービス（注2）	5,904	518	6,422
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	40,593	—	40,593
顧客との契約から生じる収益	46,497	518	47,016
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	46,497	518	47,016

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、陸上事業及びサービス事業を含んでおります。

2. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスのうち、期間がごく短い工事については、一時点で移転される財又はサービスに含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	5	1
電子記録債権	7	1
売掛金	2,859	6,838
契約資産	17,135	11,575
契約負債	13,865	18,982

契約資産は、主に顧客との新造船契約について期末日時点で完了している履行義務のうち、未請求となっている対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との新造船契約の支払い条件に基づいて顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴って取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は9,098百万円であります。

当連結会計年度中の契約資産の残高の変動については、期中において対価に対する当社の権利が無条件となったため、顧客との契約から生じた債権に振り替えられた後に、入金を受けたため減少した部分と、期中に完了している履行義務のうち、期末日時点で対価に対する当社の権利が無条件となっていない部分の純額で減少しております。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において134,341百万円であり、当該残存履行義務の充足につれて、1年から4年の間で収益を認識することを見込んでおります。なお、船舶事業以外のセグメントについては、当初に予想される契約期間が1年以内のため注記の対象に含めておりません。

Ⅸ. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 本 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	1,200	416	255	672	9,008	9,008	△2,018	8,863
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△67	△67	—	△67
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,290	2,290	—	2,290
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	2,222	2,222	△0	2,222
当 期 末 残 高	1,200	416	255	672	11,231	11,231	△2,018	11,085

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 へ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	207	—	1,561	1,768		10,631
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—		△67
当 期 純 利 益	—	—	—	—		2,290
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—		△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	172	△18	—	154		154
当 期 変 動 額 合 計	172	△18	—	154		2,376
当 期 末 残 高	379	△18	1,561	1,923		13,008

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

・原材料及び貯蔵品……………個別法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(3) デリバティブ……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～65年

構築物 3年～60年

機械及び装置 2年～40年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

及び長期前払費用

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 船舶保証工事引当金……………新造船の保証工事に対する費用支出に備えるため、保証期間内の保証工事費用見積額を計上しております。

(3) 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①船舶事業

船舶事業においては、主に新造船の建造並びに船舶の改造、修繕を行っております。収益の認識について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、インプット法によっており、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって算出しております。また、その対価は契約条件に従い、段階的に受領しているため、重要な金融要素はありません。

一定の期間にわたり履行義務が充足される取引のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。その対価は商品等の引渡し後概ね6ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

一時点で履行義務が充足される取引及び期間がごく短い工事については、主に顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、その対価は商品等の引渡し後概ね6ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

②その他事業

その他事業においては、太陽光発電の売電を行っており、主に顧客に商品等を引き渡した時点で認識しております。また、その対価は商品等の引渡し後概ね3ヶ月以内に受領しているため、重要な金融要素はありません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約取引は、為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を採用しております。金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

②ヘッジ対象……………売掛金、借入金

(3) ヘッジ方針

売掛金、借入金に係るヘッジ取引は、通常の範囲内において、将来の為替変動リスク、金利変動リスクの回避（キャッシュ・フローの固定）を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、キャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. （船舶事業に係る収益の認識）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（当期完成引渡しを除く） 23,836百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「II. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. （工事損失引当金）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 143百万円
内、工事損失引当金繰入額 一百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「II. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. （船舶保証工事引当金）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

船舶保証工事引当金 1,467百万円
内、船舶保証工事引当金繰入額 1,057百万円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「II. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産……………建物	219百万円
構築物	350百万円
機械及び装置	0百万円
土地	3,070百万円
合計	3,640百万円
(2) 担保に係る債務……………長期借入金	2,425百万円
(1年以内返済予定額含む)	
合計	2,425百万円
2. 資産に係る減価償却累計額……………有形固定資産	24,900百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	31百万円
短期金銭債務	2,438百万円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金負担相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
(1) 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。	
(2) 再評価を行った年月日……………2000年3月31日	
(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△1,961百万円	

5. 財務制限条項				
調達年度	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
残 高 (百万円)	300	900	1,425	2,625

(注) すべての調達に共通して、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表において債務超過とならないことを確約する財務制限条項が付されております。

6. 固定資産の圧縮記帳に関する注記

国庫補助金による固定資産の圧縮記帳額は26百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高……………仕入高	8,432百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高……………資産購入高	229百万円
2. 船舶保証工事引当金繰入額に関する注記	
売上原価に含まれている船舶保証工事引当金繰入額は1,057百万円であります。	

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数				
株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 数	当 増 加 株 年 式 数	当 減 少 株 年 式 数	当 事 業 年 度 末 数
普 通 株 式	558,212株	33株	—	558,245株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加33株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等 (単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 被 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の 関係会社	カナデビア 株式会社	直接 39.59% 間接 —%	資材の購入を委託・機材の 購入・因島工場の土地建物 等を賃借	原 材 料 の 購 入 等 (注)	7,734	買 掛 金	2,325

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
取引金額は、市場価格をもとに算出し、購入の都度決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,675円73銭
1株当たり当期純利益	1,351円58銭

X. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)
連結注記表の「VIII. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、省略しております。

XI. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。